

国立大学法人岩手大学テニュア・トラック制に関する規則

平成28年9月30日 制定
令和元年5月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学において実施するテニュア・トラック制に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 テニュア 国立大学法人岩手大学職員就業規則第4条に掲げる教員（附属学校教員を除く。）で、同規則第24条に規定する定年制の適用を受ける教員としての身分をいう。
- 二 テニュア・トラック制 テニュア・トラック期間満了時までにはテニュアの付与に係る審査を行い、可とされた教員についてテニュアを付与する制度（テニュアの付与が不可となった場合には、テニュア・トラック期間満了をもって労働契約期間が終了する制度）をいう。
- 三 テニュア・トラック教員 テニュア・トラック制の教員として採用された教員をいう。
- 四 テニュア・トラック期間 テニュア・トラック教員として採用されてからテニュアを付与されるまでの期間（テニュアを付与されなかった場合は、任期が満了するまでの期間）をいう。

(テニュア・トラック教員の対象)

第3条 テニュア・トラック教員として採用する教員は、助教として採用する教員及び文部科学省が公募する卓越研究員事業により採用する教員とする。

(任期制教員への適用)

第4条 岩手大学教員任期に関する規則の規定に基づき、任期を定めて採用される教員については、テニュア・トラック制を適用しない。

(テニュア・トラック教員の任期)

第5条 テニュア・トラック教員の任期は、5年とする。

(テニュア・トラック教員の給与)

第6条 テニュア・トラック教員の給与は、国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則の定めるところによる。

(テニュア・トラック教員の選考)

第7条 テニュア・トラック教員の選考は、国立大学法人岩手大学職員採用規則第5条の規定に基づき、部局のテニュア・トラック教員を選考する委員会等が行う。

(同意及び説明責任)

第8条 テニュア・トラック教員を採用する場合は、当該教員から別紙様式による同意を得なければならない。

- 2 部局は、前項の同意を得るにあたっては、当該部局におけるテニュア・トラック制の内容、その他必要な事項について、あらかじめ説明しなければならない。

(研究環境の整備)

第9条 部局は、研究室の確保、研究費の措置、メンター教員の配置その他テニュア・トラック

ク教員の研究環境の整備に努めるものとする。

(中間評価)

- 第10条 テニユア・トラック教員は、中間評価を受けるものとする。
- 2 中間評価は、部局の中間評価委員会等が行うものとする。
 - 3 中間評価は、原則として採用から3年を経過する日までに行うものとし、部局の中間評価委員会等は、その結果を速やかに部局長に報告するものとする。
 - 4 部局長は、前項の報告について、必要に応じて部局の中間評価委員会等に対して指導を行うものとする。
 - 5 部局の中間評価委員会等は、中間評価の結果を当該テニユア・トラック教員に対して説明するとともに、必要に応じて指導を行うものとする。

(テニユア審査)

- 第11条 テニユア・トラック教員は、テニユア審査を受けるものとする。
- 2 テニユア審査は、1次審査を部局のテニユア審査委員会等が行うものとする。
 - 3 部局のテニユア審査委員会等は、1次審査を原則としてテニユア・トラック教員としての期間満了日の7ヶ月前までに終えるものとし、その結果を速やかに部局長に報告するものとする。
 - 4 部局長は、前項の報告結果を速やかに人事制度・評価委員会に報告するものとする。
 - 5 人事制度・評価委員会は、前項の報告に基づき、2次審査を行うものとする。
 - 6 人事制度・評価委員会は、2次審査を原則としてテニユア・トラック教員としての期間満了日の6ヶ月前までに終えるものとし、その結果を速やかに学長に報告するものとする。
 - 7 学長は、前項の報告を受けたときは、テニユアを付与するか否かの決定を行う。
 - 8 学長は、テニユアを付与するか否かの決定をしたときは、部局長を通じて当該テニユア・トラック教員に通知するものとする。
 - 9 テニユアを付与されなかったテニユア・トラック教員は、任期満了をもって退職するものとする。

(テニユア審査に係る不服申立て)

- 第12条 テニユア審査を受けたテニユア・トラック教員は、テニユア付与に係る審査結果について、不服がある場合は、書面により、部局長を通じて学長に不服申立てを行うことができる。ただし、不服申立ては、テニユア審査の結果の通知を受けた日の翌日から起算し、14日以内に行わなければならない。
- 2 学長は、不服申立てに関する書面を受理したときは、人事制度・評価委員会において再審査を行わせ、その結果を報告させるものとする。この場合の再審査において、当該申立者は、意見陳述を行うことができるものとする。
 - 3 学長は、前項の報告に基づき、不服審査申し立てに対する措置を決定し、部局長を通じて当該申立者に通知するものとする。

(テニユア・トラック期間における産前・産後の特別休暇又は育児休業若しくは介護休業の取り扱い)

- 第13条 テニユア・トラック教員が、中間評価及びテニユア審査が実施される前に産前・産後の特別休暇又は育児休業若しくは介護休業を取得する場合には、当該テニユア・トラック教員の申し出により、中間評価及びテニユア審査の実施時期を当該テニユア・トラック教員の任期の範囲内で変更することができる。

(就業規則の適用)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、テニユア・トラック教員の就業に関し必要な事項は、

国立大学法人岩手大学職員就業規則の規定を適用する。

(他の規程との関係)

- 第15条 テニユア・トラック教員について、岩手大学教員の任期に関する規則は適用しない。
- 2 テニユア・トラック教員については、岩手大学教員評価指針第2に定める評価の対象から除くものとする。

(テニユア付与の特例)

- 第16条 学長は、第5条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、人事制度・評価委員会の議を経て、テニユア・トラック教員にテニユアを付与することができる。
- 一 第10条に規定する中間評価において特に優秀な評価を得た場合で、部局長がこれを推薦する場合
 - 二 テニユア・トラック期間中に上位の職（任期を付された職を除く）に昇任した場合

(雑則)

- 第17条 この規則に定めるもののほか、テニユア・トラック制の適用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定については、施行の日において、既に組織検討委員会で教員補充計画が了承されている場合には適用しない。
- 2 改正後の第16条の規定については、施行の日の前日において、本学のテニユア・トラック教員として在職している者には適用しない。

附 則

この附則は、令和元年5月1日から施行する。

同 意 書

令和 年 月 日

岩手大学長 殿

氏名 印

私は岩手大学にテニユア・トラック教員として、〇〇〇〇（注）に就任するに際し、岩手大学テニユア・トラック制に関する規則第8条の規定に基づき、下記のとおり任期を定めて採用されることに同意いたします。

記

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（注）〇〇〇〇部分には教育研究組織等及び職位を記入する。

申 立 書

令和 年 月 日

岩手大学長 殿

所属
職名
氏名

印

私は、テニユア付与に係る審査の結果、テニユア付与を認めないこととなった旨の通知を受けましたが、国立大学法人岩手大学テニユア・トラック制に関する規則第12条第1項の規定に基づき、以下の理由により不服申立てをいたします。

〔理由〕